

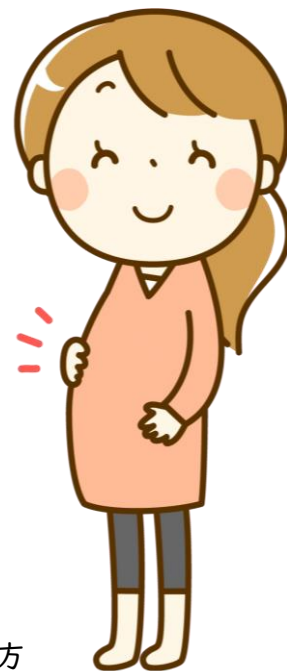
# 妊婦健康診査費助成事業のお知らせ

猪名川町では、一層の定期的な妊婦健診を推進し、安心・安全なご出産を迎えていただくため、妊婦健康診査費助成事業を実施しています。

助成内容や助成方法については下記をご覧ください。

## 妊婦健康診査費助成内容

項目		助成内容 (平成 27 年 4 月 1 日以降)
助成回数		14 回
助成金額		上限 112,000 円
助成方法	助成券	交付枚数 20,000 円券：2 枚 8,000 円券：4 枚 5,000 円券：8 枚
		使用範囲 兵庫県内医療機関 (但し、使用できない医療機関もあります。)
	償還払	受診回数 14 回分 合計 112,000 円上限還付。 (20,000 円上限を 2 回分 8,000 円上限を 4 回分 5,000 円上限を 8 回分)
所得制限		無



\*妊婦健診 1 回に対し、その費用が助成限度額を超える場合は自己負担になります。また、限度額を下回る場合も返金はしません。

**対象者** 母子健康手帳の交付を受け、妊婦健診受診日に猪名川町に住民票のある方

## 対象費用

医療機関・助産院で受診する妊婦健康診査のうち医療保険適用外の健康診査料金

- ・医療保険適用分は助成の対象とはなりません。
- ・妊娠判定検査及び超音波検診のみの実施は、助成対象とはなりません。

## 申請方法

母子健康手帳の交付を受けた後、助成申請書に必要事項を記入し申請窓口に提出してください。

\*他市町で母子手帳の交付を受けた方および他市町で同様の助成を受けておられ引き続き助成を受けられる方は、アンケートと助成申請書を提出してください。

## 申請窓口

猪名川町役場 こども課  
日生住民センター  
六瀬総合センター (ふらっと六瀬)  
猪名川町保健センター

## 受け取り窓口

猪名川町保健センター

## 助成 (支払い) 方法

- ① 兵庫県内の委託医療機関で受診する方は、申請していただいた後に助成券 14 枚を発行しますので、猪名川町保健センターまで受け取りにお越しください。
- ② 兵庫県外の医療機関で受診する方は、健診費用を一旦負担した後、医療機関で発行された領収書 (14 枚以内) を持って、保健センターで請求手続きをしてください。→ 「★償還払いのお手続きについて」参照

裏面もご覧ください

## 妊婦健康診査費助成券の交付について

保健センターにて申請された方 → 母子健康手帳交付の際、即日発行いたします。30分程度お時間をいただきますので、その間、保健師または助産師がご本人と面談させていただきます。  
<持ち物>・身分証明書(代理の方が来られる場合のみ)

その他施設で申請された方 → 申請後、一週間程度お時間をいただきます。その後、次回の妊婦健診までの間に保健センターへお越しください。お急ぎの方は、保健センターへご相談ください。  
申請当日の交付をご希望の方は、申請窓口にてその旨お申し出ください。保健センターへ必要書類をお持ちいただければ、即日発行させていただきます。  
なお、来所の際に 20分程度、保健師または助産師が面談させていただきますので、お時間に余裕をもってお越し下さるようお願いいたします。  
<持ち物>・母子健康手帳  
・身分証明書(代理の方が来られる場合のみ)

※いずれの場合も、代理の方が来所された場合、後日ご本人へ連絡させていただき、改めて面談の日程を調整させていただきますので、ご了承ください。

### ★償還払いのお手続きについて

「償還払い」とは、いったん医療機関で全額をお支払いいただき、後日、領収書、診療明細書等を持参のうえ申請し、助成額を本人様にお返しすることです。

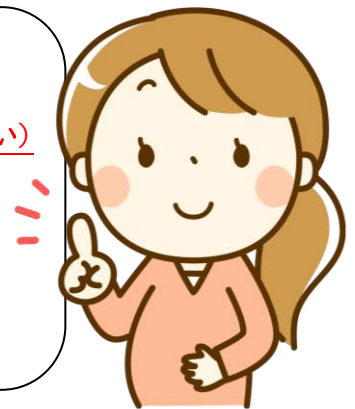
償還払いを希望される方は、当該妊娠期間中の健診終了後に保健センターで返金の手続きをしてください。(手続きは、出産後できるだけ早い時期にお願いいたします。)※健診ごとでも、出産後まとめてでも、手続きは可能です。

#### ◎償還払いに必要なもの

- ・母子健康手帳
- ・助成券(紛失された場合は請求ができませんので、発行後の取り扱いにご注意ください)
- ・今回の妊娠に際しての妊婦健診時の領収書(原本)および明細書(原本)
- ・振込先のわかるもの(本人(妊婦)名義の金融機関名・支店名・口座番号)
- ・印鑑

#### <注意事項>

\*代理の方が来所される場合は身分証明書のご提示をお願いします。



### 《その他注意事項》

- ・兵庫県内の医療機関(\*)でしか使用できません。
- ・猪名川町から転出された場合、以降無効となります。
- ・助成券の再発行はできません。
- ・差額のお支払い、余った助成券の換金はできかねます。

(\*)兵庫県内でも一部の医療機関では使用できない場合があります。その場合、上記の償還払いの扱いになりますのでご了承ください。対象については、各医療機関窓口におたずねください。

◎助成券の郵送はできません。窓口でのお受け取りをお願いいたします。

ご連絡及びご不明な点は、下記までお願いします。

〒666-0233

猪名川町紫合字北裏763番地

猪名川町生活部住民課健康づくり室(猪名川町保健センター)

電話:072-766-1000